

6 輸国第 4 3 1 1 号
令和 7 年 3 月 1 4 日

日本行政書士会連合会会長 殿

農林水産省輸出・国際局長

種苗法施行規則の一部を改正する省令、種苗法第二条第七項及び種苗法施行規則第五条第二項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件の施行について

今般、種苗法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 8 号）、種苗法第二条第七項及び種苗法施行規則第五条第二項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 4 1 3 号）が、令和 7 年 3 月 1 3 日付けでそれぞれ公布され、同日施行となりました。

これらの改正内容については、別紙のとおりですので、関係者への周知について御配慮方よろしく申し上げます。

問い合わせ先
農林水産省輸出・国際局知的財産課
電話：03-3502-8111（内線4290）
担当：藤村・松本